

# 事業者の皆さまへ

「まん延防止等重点措置」の適用に伴い、5月12日より札幌市内全域の飲食店等に対する要請が北海道から発出されました。

このたび、5月16日からの「緊急事態措置」適用決定に伴い、北海道からの要請内容等に変更がありますので、5月16日以降の内容については、別途ご確認くださいませようお願いします。

## ■ 「まん延防止等重点措置」に伴う要請対象期間 5月12日(水)から5月15日(土)まで

### ■ 対象施設

#### 札幌市内全域の飲食店、カラオケ店

※酒類提供の有無に関わらず、上記の施設（店舗）のうち、従来から午後8時を超えて営業を行っている施設（店舗）が対象となります。

※店舗内で飲食をする施設（「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を取得している施設）が対象となります。

### ■ 要請内容 特措法第31条の6第1項に基づく要請

#### ① 営業時間及び酒類提供時間の短縮

要請内容	5月12日（水）～5月15日（土）
営業時間	<u>午前5時から午後8時まで</u>
酒類提供時間	<u>終日行わないこと（利用者による酒類の店舗持込を含む）</u>

#### ② 次の感染防止対策を実施するほか、業種別ガイドラインの遵守の要請

法31条の6 第1項	<ul style="list-style-type: none"><li>○従業員への検査を推奨する</li><li>○入場者の感染防止のための整理・誘導を行う</li><li>○発熱その他の症状のある者の入場を禁止する</li><li>○手指の消毒設備を設置する</li><li>○事業を行う場所を消毒する</li><li>○入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置を周知する</li><li>○正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場を禁止する</li><li>○施設の換気を行う</li><li>○アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止措置を講じる</li><li>○カラオケ設備の利用を自粛する（飲食を主とする店舗）</li></ul>
---------------	---

# 支援金の主な支給要件

原則 要請期間の全てにおいて、要請に応じること

5月13日以降からご協力いただいた場合には、支援金の支給要件を満たさず、支給できませんので十分ご注意ください。

※申請の詳細については、後日公表いたします。なお、申請にあたっては、要請に協力いただいたことがわかる書類（写真やHPの写し）や営業に必要な許可証の写しなどをご提出いただくことを予定しています。

## 支援金の申請について

### ■受付期間

申請の受付は「緊急事態措置」の期間終了後（6月1日以降）に開始する予定です。

### ■支援金額 1店舗1日あたり

企業規模	支援金額（5月12日～5月15日の期間）
中小企業	<u>3万円から10万円（売上高の4割をもとに計算）</u>
大企業	<u>上限20万円（売上高の減少額の4割をもとに計算）</u>

### ■申請方法

郵送にて受付予定。詳細は後日、ホームページに掲載するほか、市役所本庁舎1階パンフレットコーナーや各区役所に資料を配布予定です。

### 【業種別ガイドライン】

内閣官房のページ <https://corona.go.jp/prevention/>



## ○協力支援金に関するお問い合わせ

### ■専用ダイヤル

電話番号 **011-330-8396**

受付時間 **8:45から17:15まで**

(5月31日までは土日祝日も対応。6月1日以降は平日のみ)

### ■ホームページ

飲食店等に対する営業時間短縮要請について

(<https://www.city.sapporo.jp/keizai/chusho/manenboshi.html>)

